

## 『新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要』

## 新たに条例を制定する経緯

- デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報の保護に関する法律を改正（令和3年5月19日公布）。
- 改正法では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報法の3法を1本に統合し、地方公共団体の個人情報制度についても統合後の法律において、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会（国）に一元化。
- 地方公共団体は、改正法の公布から2年以内に法律施行条例を制定、施行するとされた。

## 条例（案）の概要

## 〔第1条〕趣旨

※これまで条例により運営してきた地方公共団体の個人情報制度を、『個人情報の保護に関する法律』の下で、全国的に統一した運営を行うもの。

## 〔第2条〕用語

（略）

## 〔第3条〕個人情報ファイル簿の作成及び公表

※法律では規定していない1,000人未満の個人情報の保有についても、市独自の規定として『個人情報ファイル簿』を作成、公開するもの。

## 〔第4条〕開示すべき情報

※法律では不開示情報とされる公務員の氏名や予算執行に伴うもので公開とする個人情報を、不開示情報から除くもの。

## 〔第5条〕開示請求に係る負担

※法律で個人情報開示請求に係る「手数料を徴収する」と規定されているが、条例で「手数料を無料とする」と規定するもの。

## 〔第6条〕開示請求書

（略）

## 〔第7条〕開示決定等の期限

## 〔第8条〕開示決定等の期限の特例

## 〔第9条〕訂正決定等の期限

## 〔第10条〕利用停止決定等の期限

※第7条～第10条のいずれも、法律で規定している期限と異なる期限を条例で規定するもの。

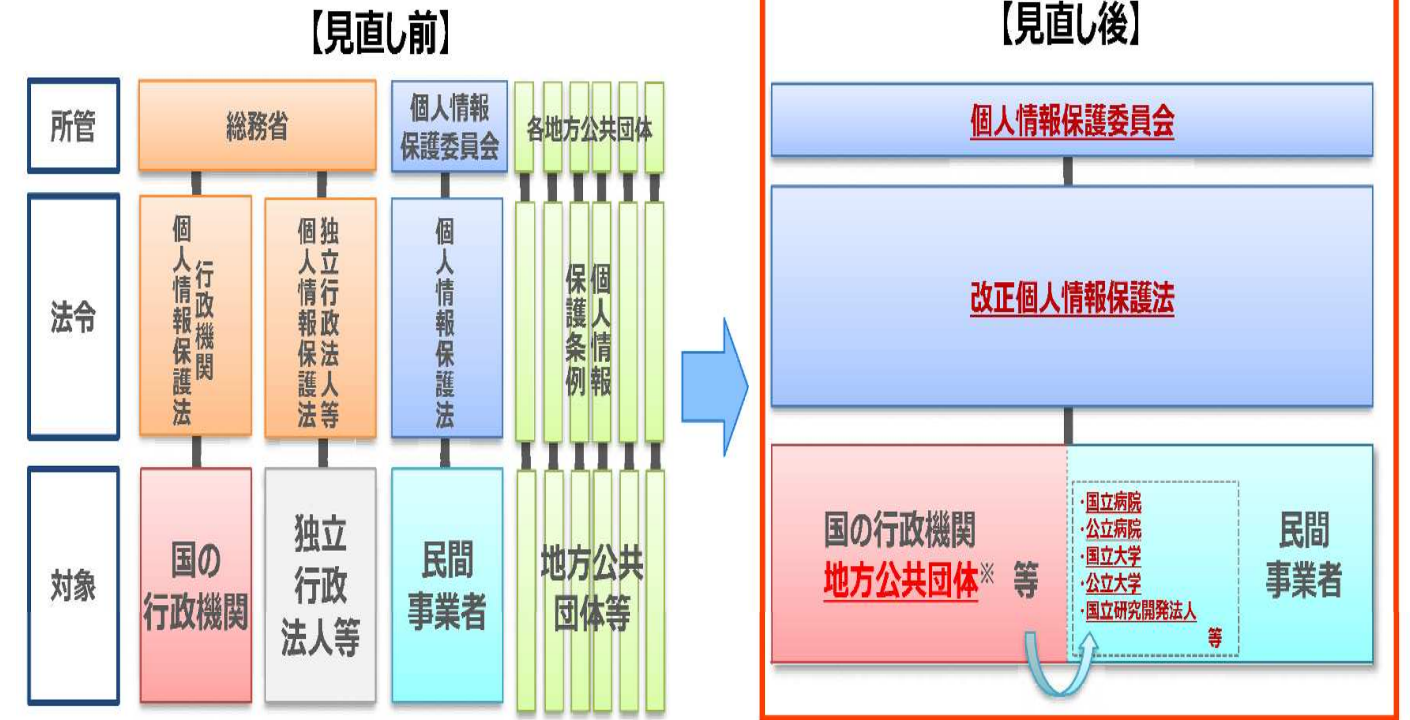
## 〔第11条〕行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

※匿名加工情報の提供制度の導入により、情報の提供を受ける者から手数料を徴収するもの。

## 〔第12条〕審議会への諮問

（略）

## 制度見直しの全体像



## 「個人情報の保護に関する法律」下における主な変更点

- 実施機関から市議会、市土地開発公社が除外される  
※市議会、市土地開発公社において別途、個人情報保護制度の規定を設ける必要がある。
- 死者の情報が個人情報から除外される  
※法律では死者の情報は個人情報としていないため、「新潟市死者情報の開示に関する条例」を新たに制定し、適切な管理や開示請求等を図る。
- 市が保有する個人情報について匿名加工情報の形で提供を開始  
※市が保有する個人情報の利用について応募があった場合に、本市で審査を行い、利用者を決定し、匿名加工情報の形で提供するもの。